

## 遠野市キャラクターマーク等使用承認基準書

(趣旨)

第1 この基準書は、遠野市のイメージを高めるために設定したマーク及び愛称等(以下「マーク等」という。)を使用する場合の承認基準を定める。

(定義)

第2 この基準書においてマーク等とは、次の各号に掲げる用語とし、当該各号に定めるところによる。

- (1) マーク 別表のとおり
- (2) 愛称 「カリンちゃん」

(適用除外)

第3 次の各号の一に該当する場合は、この基準を適用しない。

- (1) 遠野市長(以下「市長」という。)がマーク等の使用を要請したとき。
- (2) 市、その他の公共的目的を有する団体が、公共的目的をもって表示する広告物又はその他物件に使用するとき。
- (3) 教育目的に使用するとき。
- (4) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関が報道のために使用するとき。
- (5) その他市長が適用除外と認めるとき。

(使用承認基準)

第4 市長は、マーク等設定の趣旨にそって次の各号の一に該当する場合は使用の承認を行う。

- (1) 商品に使用するとき。
- (2) 法人又は団体等が自己の宣伝、販売促進等の事務又は事業の一環として使用するとき。

(3) 百貨店、スーパー等大規模店、商店街等が売出しを実施しようとする際に使用する時。

(4) その他、第3の各号の一に該当しない時。

2 前項の承認は、次の各号の一に該当する場合は承認してはならない。

(1) 特定の政治、思想宗教等の活動の目的に利用するおそれがある時。

(2) 特定の個人、団体等の売名に利用するおそれがある時。

(3) 不当な利益を上げるために利用するおそれがある時。

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある時。

(5) 品質、技能等に関して公的機関の認定が必要な新商品について、認定が得られる見込みがない時。

(6) その他市長が適当でないときと認められた時。

(使用承認申請書等)

第5 前条第1項の規定によるマーク等使用の承認を受けようとする者は、マーク等使用承認申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し承認を受けなければならない。

(1) 企画書（様式随意）

(2) 広告原稿又は商品見本図

(3) 企業概要（企業案内パンフレットで可）

(4) その他市長が、必要と認める書類

(使用承認条件)

第6 市長は、第4第1項の規定による使用承認をする場合においては、マーク等の品位の保持のため条件を付することができる。

2 マーク等の使用は申請内容を遵守し、定められた規格に従って適正に使用するものとし、その一部のみの使用又は変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用してはならない。

- 3 マーク等の色は原則として指定色以外を用いてはならない。  
ただし、商品等種類によっては、スミ（黒）等を用いても差し支えない。
- 4 マーク等を使用した物品又は印刷物等が完成した場合は、見本を提出すること。

（使用承認の取消し等）

第7 市長は、次の各号の一に該当する場合、使用者に対し、当該使用承認を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正な手段により第5の使用承認を受けたとき。
- （2）第6の条件に違反したとき。
- （3）その他やむを得ない事情が生じたとき。

附則

この基準書は、平成3年11月18日から施行する。